

佐賀県告示第 500 号

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 27 条第 2 項の規定により、佐賀県歯科医師国民健康保険組合の規約の変更を次のとおり認可した。

平成 29 年 7 月 25 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

変更事項	新	旧	変更認可年月日
組合の地区	佐賀県、福岡県（福岡市、北九州市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫野市、久留米市、小郡市、大川市、柳川市、筑後市、八女市、大牟田市、うきは市、朝倉市、みやま市、糸島市、嘉麻市、飯塚市、三井郡大刀洗町、三潆郡大木町、八女郡広川町、朝倉郡筑前町及び糟屋郡宇美町に限る。）及び長崎県（長崎市、佐世保市、松浦市、諫早市、平戸市、大村市並びに東彼杵郡波佐見町、川棚町及び東彼杵町に限る。）の区域の市町村	佐賀県、福岡県（福岡市、北九州市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫野市、久留米市、小郡市、大川市、柳川市、筑後市、八女市、大牟田市、うきは市、朝倉市、みやま市、糸島市、三井郡大刀洗町、三潆郡大木町、八女郡広川町及び朝倉郡筑前町に限る。）及び長崎県（長崎市、佐世保市、松浦市、諫早市、平戸市、大村市並びに東彼杵郡波佐見町、川棚町及び東彼杵町に限る。）の区域の市町村	平成 29 年 5 月 12 日